

留学生受入事業者仕様書

1 事業の目的

「大人の小布施留学」参加者（以下「留学生」という。）が民間企業等（以下「事業者」という。）と協働することで、町及び民間の事業活性化や将来的な働き手を獲得し、地域の課題解決や新たな価値創造を図ることを目的とします。

2 受入対象事業

次のいずれかにおける課題解決や新たな価値創造に取り組む活動を対象とします。

- (1) 第一次産業（農業における果樹や野菜の生産・販売等）
- (2) 農産物加工（栗菓子店等での加工業務等）
- (3) 観光（町内の宿泊施設、商業施設での企画・運営等）
- (4) 広報（町の情報発信におけるライティング・SNS 運用等）
- (5) その他町長が必要と認める活動

3 留学生の受入期間

留学生の留学期間（1年間又は3ヶ月）の範囲内で定めます。

4 留学生の活動条件

(1) 1年間滞在する場合

原則として週4日程度勤務（実働8時間程度）を基準として、留学生と事業者が協議の上定めてください。なお、勤務日には事務局が開催する週1日程度のフォローアップ研修への参加を含みます。

(2) 3ヶ月滞在する場合

原則として週5日勤務（実働4～7.5時間程度）を基準として、留学生と事業者が協議の上定めてください。なお、勤務日には事務局が開催する週1日程度のフォローアップ研修への参加を含みます。

(3) 留学生は、来町時に1週間程度のスタートアップ研修を受講します。

(4) 留学生の就労・活動・研修内容等は、来町前・来町後のヒアリング等を経て来町後1週間以内に最終決定します。

(5) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続を遵守してください。

(6) 業務中における障害/賠償保険は町で加入します。

(7) 留学生はマッチング後に事業者、留学生及び事務局で作成する業務計画書に沿って活動するものとします。

6 留学生への報酬

留学生への報酬については、町から留学生へ直接支払をします。事業者の人件費にまつわる負担はありません。なお、留学生への報酬額は以下のとおりです。

(1) 1年間滞在する場合

1 留学生あたり月額 187,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 3ヶ月滞在する場合

1 留学生あたり月額 115,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 活動・実績報告等

(1) 受入を終了したときは次の書類を作成し、町長に提出してください。

① 実績報告書（様式第5号）

② 地域協力活動等が確認できる書類

③ その他町長が必要と認める書類

(2) 事務局と定期的に留学生の活動状況に関する報告・相談を行ってください。

(3) 留学生が町に対して提出する報告書等の内容の確認を行うとともに、期限内の提出にご配慮ください。